

愛媛県単独治山事業補助金交付要綱

令和8年3月31日 7森第775号

農林水産部長通知

(目的)

第1条 県は、民有林の保全を図るため、荒廃林地内において治山事業を施行する市町、森林組合、森林組合連合会又は市町の組合（以下「事業主体」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 前条に規定する治山事業は、森林造成のための山地における保安施設事業であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、1箇所の工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下同じ。）が200万円（第2号に該当するものにあつては、80万円）以上の事業とする。

- (1) 山地において天然現象等によつて発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙（げき）で、人家1戸以上又は道路その他の公共施設に直接被害を与えると認められるものの復旧事業で、工事の規模が小さく国庫補助の対象とならないもの
- (2) 治山施設の小規模災害の復旧又は修繕補強のため施行を必要とするもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

(補助額)

第3条 補助金の額は、治山事業に要する工事費の2分の1以内の額とする。

(治山事業助成願の提出)

第4条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、治山事業助成願（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 治山事業箇所別実施計画書（様式第2号）
- (2) 位置図
- (3) 平面見取図
- (4) 治山事業の実施箇所の写真

(補助金交付の内示)

第5条 知事は、前条の書類の提出があつた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該事業主体に対し、補助金交付の見込額を内示する。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の内示を受けた事業主体は、治山事業補助金交付申請書（様式第3号）に治山事業実施計画書（様式第4号）及び収支予算書（様式第5号）を添えて知事に提出しなければならない。

2 森林組合又は森林組合連合会は、前項の申請書を提出するに当たつて、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の書類を受理したときは、内容を審査のうえ、指令書を交付する。

（治山事業実施計画変更の申請）

第8条 前条に規定する補助金交付の決定を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、治山事業の実施計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ治山事業実施計画変更承認申請書（様式第6号）に変更設計書、治山事業実施計画書及び収支予算書を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の書類を受理した場合について準用する。

（着工届）

第9条 補助事業主体は、治山事業に着手したときは、直ちに工事着工届（様式第7号）に工事請負契約書及び入札執行表の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（治山事業の中止又は廃止）

第10条 事業主体は、治山事業助成願を提出した後、治山事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに理由を付して知事に届け出なければならない。

（完成届）

第11条 補助事業主体は、治山事業の工事が完成したときは、直ちに完成届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 完成調書（様式第9号）
- （2） 収支精算書（様式第10号）
- （3） 出来形図書
- （4） 工事完成後の写真

(検査等)

第12条 知事は、前条の規定による完成届を受理したときは、14日以内に検査を行なうものとする。

2 知事は、検査の結果工事の状況が適当でないと認めたときは、手直し工事を命ずるものとする。

3 前条及び第1項の規定は、手直し工事について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業主体は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の検査終了後、治山事業補助金交付請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求があつたときは、審査のうえ、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、特に必要があると認めたときは、補助事業に対し、補助金の一部について概算払をすることがある。

2 補助事業主体は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、治山事業補助金概算払請求書(様式第12号)に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 森林組合又は森林組合連合会は、補助金の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第13号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額(仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあつては、当該減額した額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(帳簿書類の備付け)

第16条 補助事業主体は、治山事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿類を備え、これを当該治山事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の経由)

第17条 この要綱により、知事に提出する書類は、所轄の地方局長を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

2 廃止前の愛媛県単独治山事業補助金交付規程(昭和45年7月24日告示第695号)による帳簿及び台帳等の保存については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条、第10条関係） 治山事業助成願
年度 治山事業助成願

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

名 称

事業主体

代表者職氏名

年度において、治山事業を実施いたしたいので、助成されたく、別添のとおり治山事業箇所別実施計画書（様式第2号）、位置図、平面見取図及び治山事業の実施箇所の写真を添えて申請します。

- 注 1 位置図は、5万分の1地形図又は見取図に朱書すること。
- 2 治山事業の実施箇所の写真は、崩壊地の全景、被害状況及び保全対象等が明確に判明できるものを添付すること。

様式第2号（第4条、様式第1号関係） 治山事業箇所別実施計画書

年度 治山事業箇所別実施計画書

事業主体名

番号	本流名	支流名	沢名	災害発生年	年度計画工事費（管轄費及び工事雑費を除く。）	※審査決定工事費（管轄費及び工事雑費を除く。）						
							千円	千円				
箇所別	愛媛県 市 町 大字		直営、請負	月施行	山腹面積 山腹工事面積 溪間面積	ヘクタール ヘクタール ヘクタール	※県補助金額 千円					
工種	種別	全体計画			年度計画			※審査決定工事費（管轄費及び工事雑費を除く。）			※審査結果	
		数量 メートル	単価 円	金額 千円	数量 メートル	単価 円	金額 千円	数量 メートル	単価 円	金額 千円		
											保全対象	参考
											田畑	渓床こう配 地質
											住家	成因
											公共施設	保安林
											用水路	荒廃溪流長
											県（国）道	荒廃溪幅
											市町道	溪流面積
											林道	集水面積
											鉄道	
											発電施設	
											その他	

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第3号（第6条関係） 治山事業補助金交付申請書

年度 治山事業補助金交付申請書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

事業主体 名称

代表者職氏名

年度において、 市 町 大字 地内に治山事業を実施したいか

ら補助金 _____ 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 治山事業実施計画書（様式第4号）
- 2 収支予算書（様式第5号）

様式第4号（第6条、第8条、様式第3号、様式第6号関係） 治山事業実施計画書
 治山事業実施計画書

工事番号及び事業名	年度第 号 愛媛県治山事業
施行箇所	市 町 大字 地内 郡
事業の内容	別冊設計書のとおり
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
施行方法	直 営 請 負
工事費（管轄費及び工事雑費を除く。）	円
補助申請額	円
事業主体負担額	円

様式第5号（第6条、第8条、様式第3号、様式第6号関係） 収支予算書
 収 支 予 算 書

科 目	予 算 額	内 訳			備 考
		区 別	金 額	率	
歳 入	円	県補助金	円	工事費（管 繕費及び工 事雑費を除 く。）の2 分の1以内	
		地元負担金		工事費（管 繕費及び工 事雑費を除 く。）の2 分の1以上	
歳 出		本工事費			
議 決 年月日	年 月 日会において 可 決（可決見込み）				

注1 地元負担金の内訳を備考欄に記入すること。

2 愛媛県単独治山事業補助金交付規程（昭和45年7月愛媛県告示第695号）第6条第2項本文の規定により補助金を減額して申請する場合には、減額した額を備考欄に記入すること。

様式第6号（第8条関係） 治山事業実施計画変更承認申請書
年度治山事業実施計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

事業主体 名 称

代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定通知のあつた
年度第 号愛媛県治山事業の実施について、下記の理由により、事業の内容及び経
費の配分を変更したいので、承認されたく関係書類を添え申請する。

記

変更の理由

添付書類

- 1 変更設計書
- 2 治山事業実施計画書（様式第4号）
- 3 収支予算書（様式第5号）

注 添付書類は、計画変更の前後が比較対象できるよう変更前を上段に朱書し、変更後
を下段に黒書すること。

様式第7号（第9条関係） 工事着工届
工 事 着 工 届

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

事業主体 名 称

代表者職氏名

下記のとおり着工したから、関係書類を添えてお届けします。

記

工事番号及び事業名	年度第 号 愛媛県治山事業
施 行 箇 所	市 町 大字 地内 郡
施 行 方 法	直 営 請 負
請 負 業 者 住 所 氏 名	
工事費（営繕費及び工事 雑費を除く。）	円
着 工 年 月 日	

添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 入札執行表の写し

様式第8号（第11条、第12条関係） 完成届
完 成 届

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

名 称

代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号による 年度第 号愛媛県治
山事業は、 年 月 日完成したから、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

- 1 完成調書（様式第9号）
- 2 収支精算書（様式第10号）
- 3 出来形図書
- 4 工事完成後の写真

様式第9号（第11条、様式第8号関係） 完成調書
 完 成 調 書

工事番号及び事業名	年度第 号 愛媛県治山事業
施行箇所	市 町 大字 地内 郡
完成工事の内容	別紙のとおり
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
完成年月日	年 月 日
施行方法	直 営 請 負
請負業者住所氏名	
工事費（管轄費及び工事雑費を除く。）	円

収 支 精 算 書

1 収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	() 円	円	円	
事業主体負担金		()			
内 訳	分 担 金	()			
	寄 附 金	()			
計		()			

2 支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
本 工 事 費	円	() 円	円	円	
		()			
		()			
計					

注 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については括弧書きで再掲すること。

様式第11号（第13条関係） 治山事業補助金交付請求書
治山事業補助金交付請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
事業主体 名称
代表者職氏名

¥ _____

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定のあつた
年度第 号愛媛県治山事業の補助金を上記のとおり請求します。

内	補助金額	既受領額	今回請求額
訳	円	円	円

治山事業補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
事業主体 名 称
代表者職氏名

¥ _____

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定のあつた
年度第 号愛媛県治山事業の補助金を上記のとおり請求します。

内	補助金額	既受領額	今回請求額	残 額
訳	円	円	円	円

年度治山事業補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

事業主体 名称

代表者職氏名

1 確定した仕入れに係る消費税等相当額(A)	円
2 既に減額した仕入れに係る消費税等相当額(B)	円
3 返 納 額(A - B)	円

注 仕入れに係る消費税等相当額の参考となる資料を添付すること。